

県 税 機 構





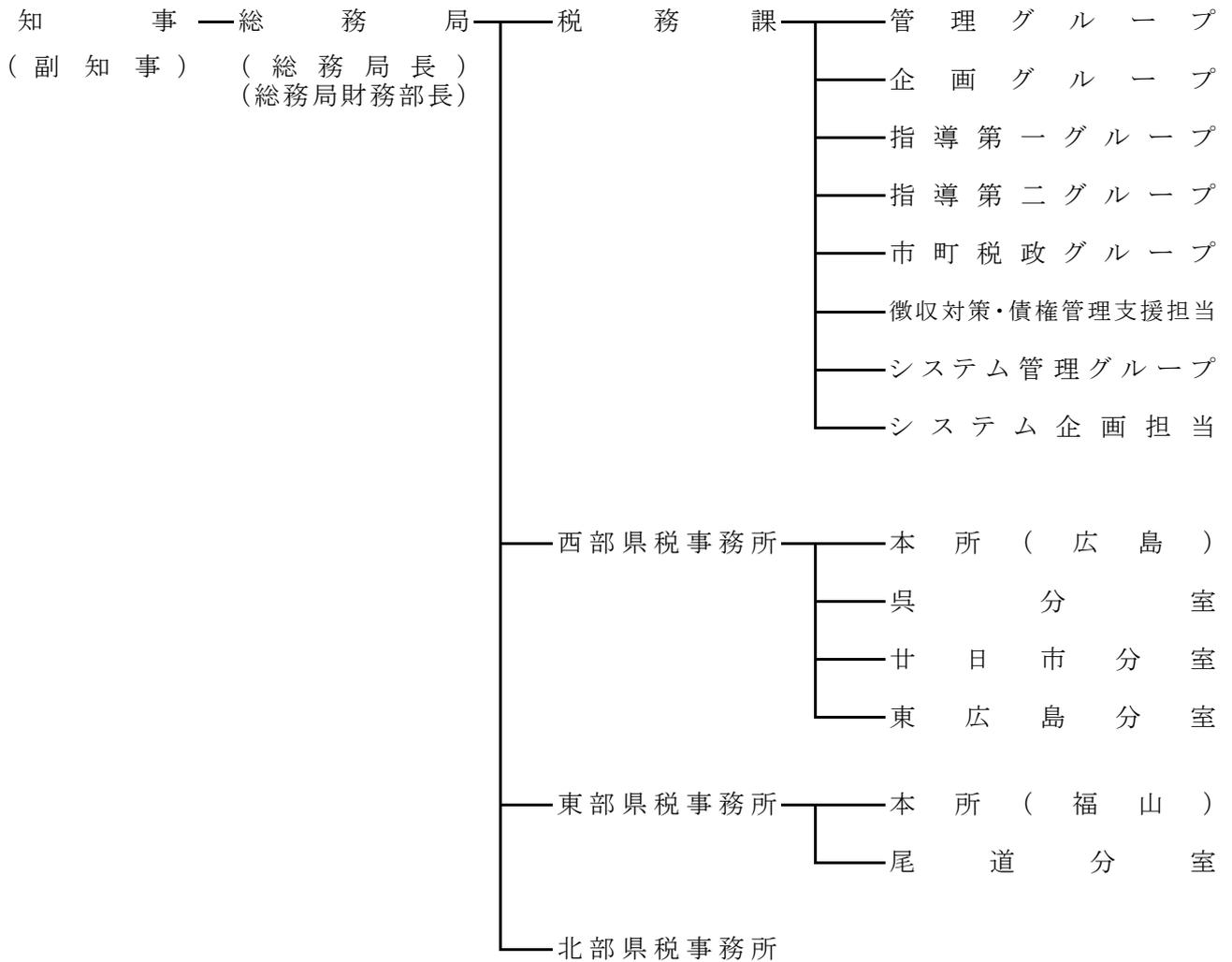
# 1 税 務 機 構

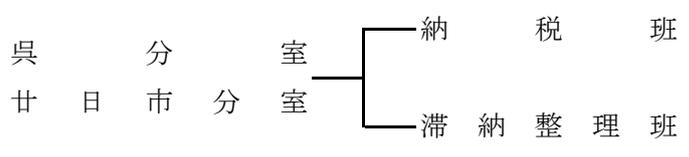
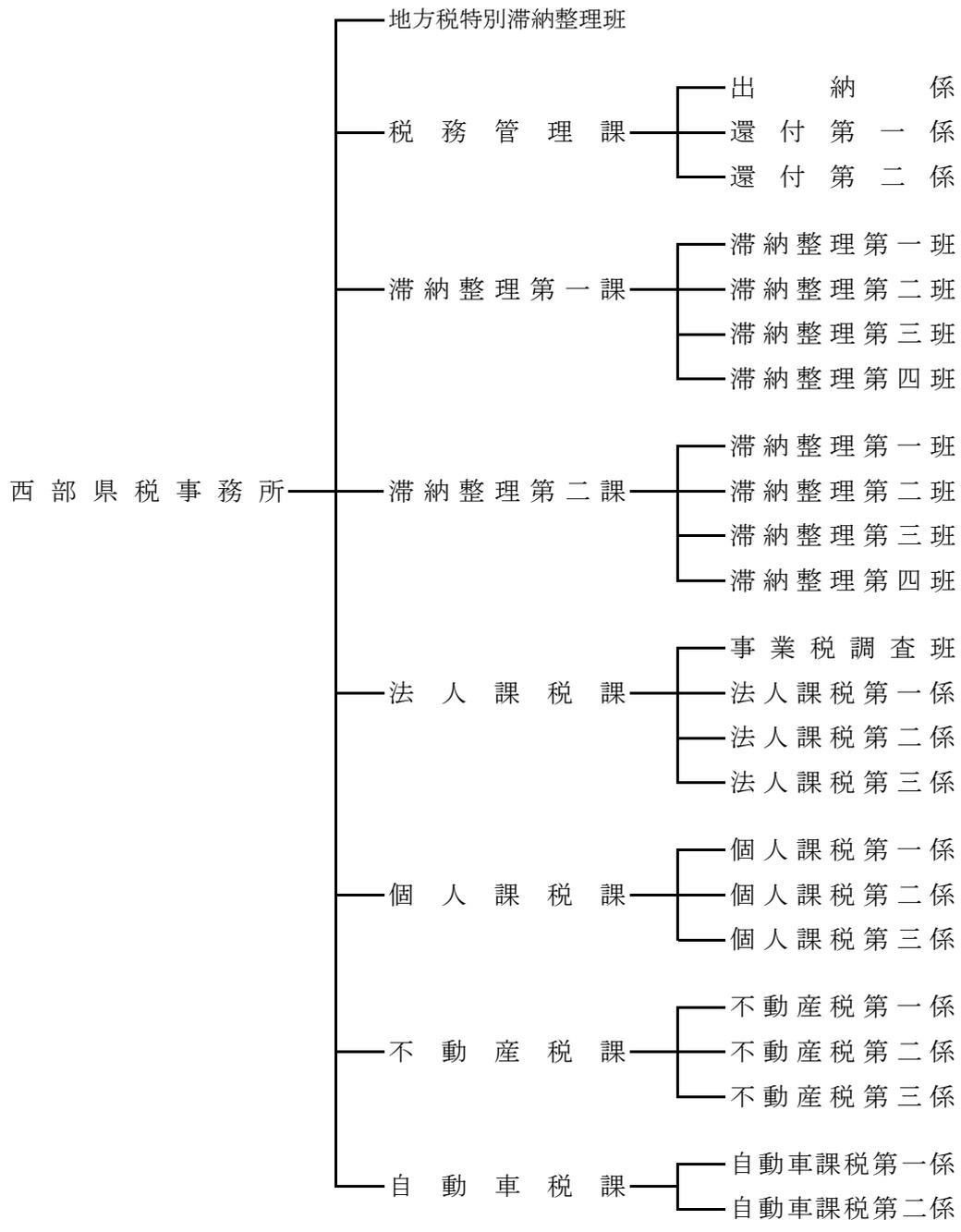
## (1) 機構の概要

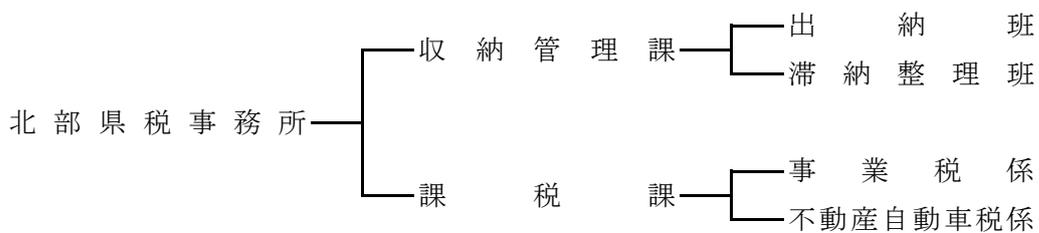
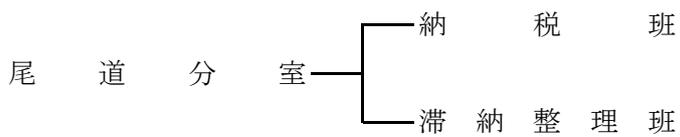
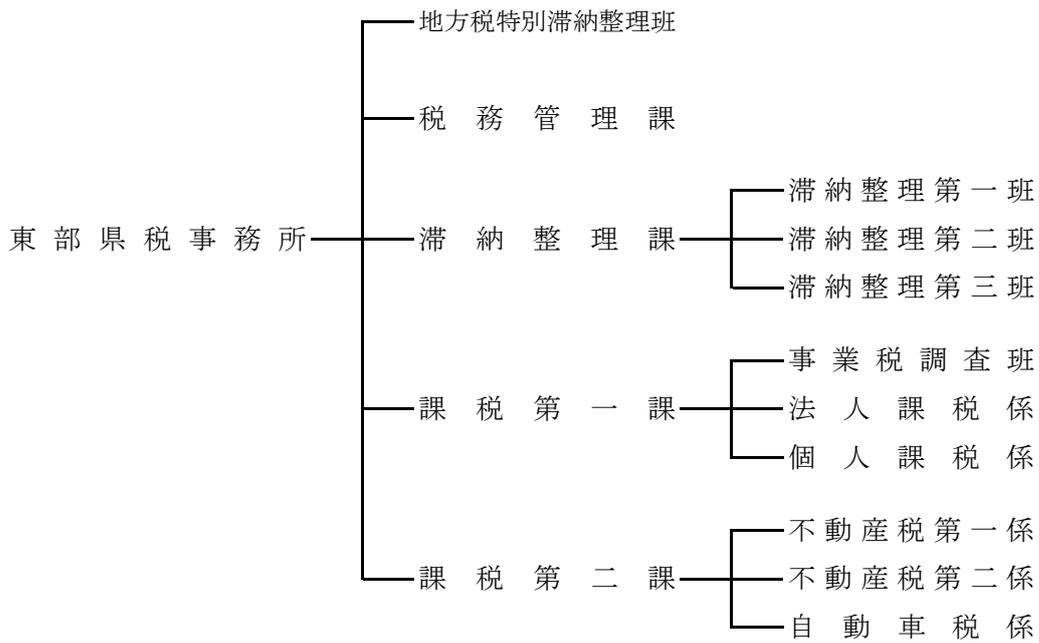
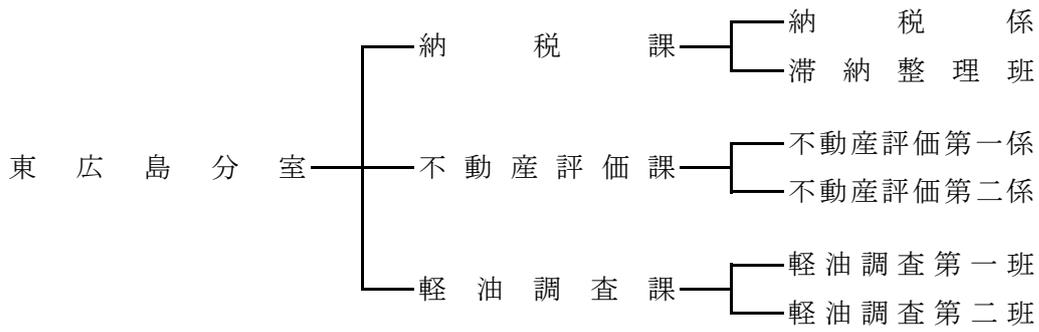
県税の賦課徴収事務を担当する行政機関として、本庁では総務局に税務課、地方機関として西部・東部・北部に県税事務所を設置している。

税務に関する知事の権限は、一部を除きこれらの県税事務所長に委任されており(広島県税条例第6条)、県税に関する事務は、県税事務所において所掌することとなっている。

## (2) 機 構







## 2 事務分掌

### 税務課

グループ	分 掌 事 務
管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の身分、服務及び福利厚生に関すること</li> <li>2 税務組織に関すること</li> <li>3 歳出予算及び支出に関すること</li> <li>4 物品の出納及び管理に関すること</li> <li>5 文書の収発整理に関すること</li> <li>6 公有財産の管理に関すること</li> <li>7 税理士資格に関すること</li> <li>8 他のグループの所掌に属さないこと</li> </ol>
企画グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び県税に係る税外収入の予算、決算及び調定収入の整理</li> <li>2 県税関係法規及び通達に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合に関すること</li> <li>4 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること</li> <li>5 税務職員の研修に関すること</li> <li>6 課税状況等の報告に関すること</li> <li>7 県税統計に関すること</li> <li>8 地方交付税の基準財政収入に関すること</li> <li>9 県税に係る陳情、請願に関すること</li> <li>10 県税に係る広報に関すること</li> <li>11 口座振替制度に関すること</li> <li>12 県税事務所の事務実態調査及び定例監査に関すること</li> </ol>
指導第一グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人二税及び自動車二税の総括</li> <li>2 鉦区税の賦課徴収に関すること</li> <li>3 県たばこ税、狩猟税、産業廃棄物埋立税に関すること</li> <li>4 県税の課税免除に関すること</li> <li>5 地方消費税に関すること</li> <li>6 指導第一グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること</li> </ol>
指導第二グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、不動産取得税の総括</li> <li>2 寄付金税制に関すること</li> <li>3 利子割精算金に関すること</li> <li>4 県税の犯則取締に関すること</li> <li>5 県税のほ税調査及びその指導に関すること</li> <li>6 指導第二グループに係る県税の不服申立及び訴訟に関すること</li> </ol>

グループ	分 掌 事 務
市町税政グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町の徴収対策に関すること</li> <li>2 個人住民税特別徴収の推進に関すること</li> <li>3 固定資産税の課税免除に関すること</li> <li>4 市町民税に関すること</li> <li>5 国民健康保険税に関すること</li> <li>6 普通交付税（基準財政収入額）に関すること</li> <li>7 特別土地保有税に関すること</li> <li>8 固定資産税・都市計画税に関すること</li> <li>9 固定資産評価審議会に関すること</li> <li>10 国有資産等所在市町村交付金・納付金に関すること</li> <li>11 基地交付金に関すること</li> </ol>
徴収対策・債権管理支援担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税の滞納整理に関すること</li> <li>2 インターネット公売及び電話加入権合同公売に関すること</li> <li>3 市町税の徴収指導（個人県民税の徴収対策を含む。）に関すること</li> <li>4 回収困難案件に対する指導・助言に関すること</li> <li>5 税外債権の管理回収に係る研修に関すること</li> <li>6 広島県債権管理会議に関すること</li> <li>7 その他、税外債権の管理・回収に係る支援全般に関すること</li> </ol>
システム管理グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税務トータルシステムの運用管理に関すること</li> <li>2 地方税電子申告審査システムの運用管理に関すること</li> <li>3 軽油流通情報管理システム及びたばこ流通情報管理システムに関すること</li> <li>4 県税領収済通知書の管理に関すること</li> <li>5 地方税の電子申告に関すること</li> <li>6 自動車登録手続のワンストップサービス（OSS）に関すること</li> <li>7 電子納税（MPN）に関すること</li> <li>8 EUCシステムに関すること</li> </ol>
システム企画担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次期税務トータルシステムの再構築に関すること</li> <li>2 税務トータルシステムのシステム改善の総合調整に関すること</li> <li>3 税務端末機器等の管理に関すること</li> </ol>

県税事務所（分室）

所	課	係・班	分 掌 事 務
西 部 県 税 事 務 所 （ 本 所 ）	地方税特別滞納整理班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること</li> <li>2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること</li> </ol>
	税務管理課	出納係 還付第一係 還付第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること</li> <li>2 納税意欲の高揚に関すること</li> <li>3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること</li> <li>4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>5 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>6 督促状の発付及び過誤納金還付充當に関すること</li> <li>7 納税証明に関すること</li> <li>8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと</li> </ol>
	滞納整理第一課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> </ol>
	滞納整理第二課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班 滞納整理第四班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> </ol>
	法人課税課	事業税調査班 法人課税第一係 法人課税第二係 法人課税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 法人の県民税，法人の事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 eLTAXの普及・利用促進に関すること</li> </ol>
	個人課税課	個人課税第一係 個人課税第二係 個人課税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 個人の県民税，利子等に係る県民税，特定配当等に係る県民税，特定株式等譲渡所得金額に係る県民税，個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 市町が処理する県民税に係る事務に関すること</li> <li>4 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>
	不動産税課	不動産税第一係 不動産税第二係 不動産税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること</li> </ol>
	自動車税課	自動車課税第一係 自動車課税第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 自動車税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（広島運輸支局所管の自動車に限る。）</li> <li>4 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車税の徴収の特例に関する条例第四条の自動車税の徴収に関すること</li> </ol>

所	課	係・班	分 掌 事 務
呉・廿日市・尾道分室	納 滞 納 税 整 理 班	納 滞 納 税 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>2 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>3 納税証明に関すること</li> <li>4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること</li> <li>6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること</li> <li>7 自動車税の減免に関すること</li> <li>8 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>
東広島分室	納 税 課	納 滞 納 税 係 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>2 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>3 納税証明に関すること</li> <li>4 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>5 県税及び地方法人特別税の延滞金の減免に関すること</li> <li>6 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること</li> <li>7 自動車税の減免に関すること</li> </ol>
	不動産評価課	不動産評価第一係 不動産評価第二係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税及び固定資産税の課税標準となるべき価格の調査及び決定に関すること</li> </ol>
	軽油調査課	軽油調査第一班 軽油調査第二班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>3 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること</li> <li>4 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締に関すること</li> <li>5 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>

所	課	係・班	分 掌 事 務
東 部 県 税 事 務 所 ( 本 所 )	地方税特別滞納整理班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大口・徴収困難に係る徴収金及び過料の徴収並びに滞納処分に関すること</li> <li>2 個人住民税直接徴収及び併任徴収に関すること</li> <li>3 納税貯蓄組合の育成指導に関すること</li> </ol>
	税 務 管 理 課		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること</li> <li>2 納税意欲の高揚に関すること</li> <li>3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること</li> <li>4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>5 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること</li> <li>7 納税証明に関すること</li> <li>8 前各号のほか，他課の所掌に属しないこと</li> </ol>
	滞納整理課	滞納整理第一班 滞納整理第二班 滞納整理第三班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> </ol>
	課税第一課	事業税調査班 法人課税係 個人課税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 県民税，事業税，地方法人特別税及び狩猟税に係る犯則取締に関すること</li> <li>4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること</li> </ol>
	課税第二課	不動産税第一係 不動産税第二係 自動車税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不動産取得税，自動車税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 不動産取得税，自動車税及び固定資産税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 不動産取得税，自動車税及び固定資産税に係る犯則取締に関すること</li> <li>4 証紙徴収に係る自動車取得税及び自動車税の申告書の受理等（福山自動車検査登録事務所所管の自動車に限る。）</li> <li>5 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> </ol>
北 部 県 税 事 務 所	収納管理課	出 納 班 滞 納 整 理 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること</li> <li>2 納税意欲の高揚に関すること</li> <li>3 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること</li> <li>4 県税領収証，徴収金出納簿，現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること</li> <li>5 徴収金及び過料の収入整理に関すること</li> <li>6 督促状の発付及び過誤納金還付充当に関すること</li> <li>7 納税証明に関すること</li> <li>8 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること</li> <li>9 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること</li> <li>10 納税貯蓄組合の育成指導に関すること</li> <li>11 前各号のほか，他課の所掌に属さないこと</li> </ol>
	課 税 課	事 業 税 係 不 動 産 自 動 車 税 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること</li> <li>2 県税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること</li> <li>3 軽油引取税の免税証の管理に関すること</li> <li>4 市町が処理する県民税に係る事務に関すること</li> </ol>

### 3 税務職員配置状況(1)

平成30年4月1日現在

区 分	総 数	所 長・ 分室長	次 長・ 地方税総括管理監	課 長・ 参事	主 幹・ 主任 税務 査察 員・ 事業 調整 員	主 任	主 任 ( エ ル ダ ー )	主 事	事 務 種 類 別 内 訳			
									総 務	収 納	直 税	間 税
平成20年度総計	394	9	16	39	208	85	18	19	36	164	163	31
平成21年度総計	371	8	17	29	210	76	19	12	36	156	146	33
平成22年度総計	365	8	14	29	214	71	22	7	37	146	151	31
平成23年度総計	359	8	14	36	201	66	23	11	36	145	148	30
平成24年度総計	346	8	15	38	203	50	20	12	35	139	142	30
平成25年度総計	337	8	14	37	210	39	15	14	35	138	142	22
平成26年度総計	335	8	13	35	199	37	26	17	33	143	137	22
平成27年度総計	328	8	13	34	210	23	21	19	33	140	134	21
平成28年度総計	327	8	13	34	191	25	39	17	33	134	139	21
平成29年度総計	336	8	13	34	201	21	38	21	34	136	144	22
平成30年度総計	335	8	13	34	199	21	39	21	34	136	143	22
( 内 訳 )												
税 務 課	40	1	1	3	24	4	1	6	23	4	12	1
西 部 県 税 事 務 所	135	1	4	14	80	10	17	9	2	65	67	1
西 呉 部 県 税 分 事 務 所 室	12	1	1	0	7	0	3	0	1	6	3	2
西 廿 日 部 県 税 分 事 務 所 室	14	1	1	0	9	0	3	0	1	9	3	1
西 東 部 県 税 分 事 務 所 室	37	1	1	5	25	1	4	0	2	7	14	14
東 部 県 税 事 務 所	64	1	3	9	34	5	7	5	2	29	32	1
東 尾 部 県 道 税 分 事 務 所 室	11	1	1	0	8	0	1	0	1	6	3	1
北 部 県 税 事 務 所	22	1	1	3	12	1	3	1	2	10	9	1

(注1) 税務課長は所長・分室長欄へ、税務システム担当監は次長・地方税総括管理監の欄へ計上。

(注2) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

### 3 税務職員配置状況(2)

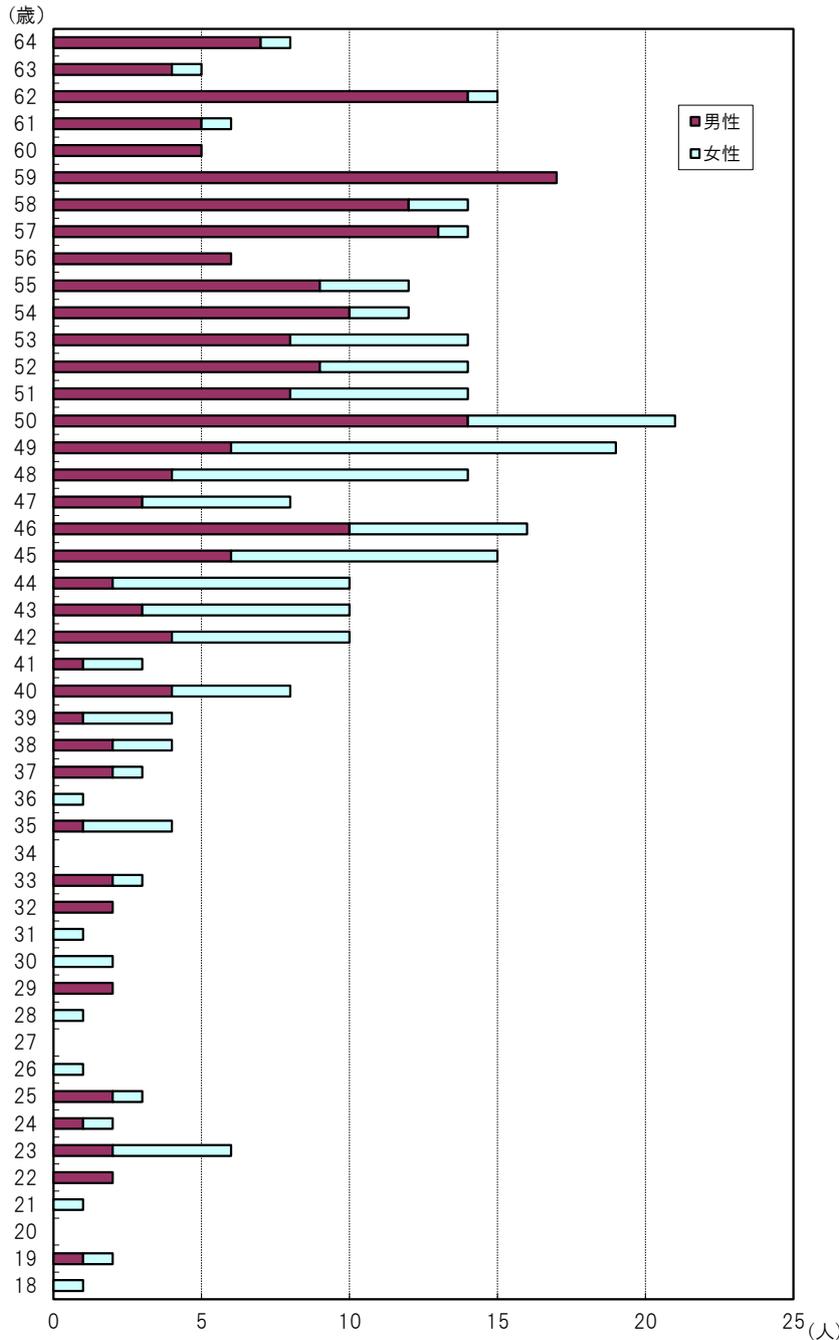
平成30年4月1日現在

所名	課名	職員数 (人)	所名	課名	職員数 (人)
西部県税事務所	地方税特別滞納整理班	9	東広島分室	納税課	13
	税務管理課	20		不動産評価課	10
	滞納整理第一課	18		軽油調査課	14
	滞納整理第二課	20		小計	37
	法人課税課	20	東部県税事務所	地方税特別滞納整理班	6
	個人課税課	14		税務管理課	10
	不動産税課	21		滞納整理課	14
	自動車税課	13		課税第一課	12
	小計	135		課税第二課	22
呉分室	納税班	6	尾道分室	納税班	5
	滞納整理班	6		滞納整理班	6
	小計	12		小計	11
廿日市分室	納税班	5	北部県税事務所	収納管理課	12
	滞納整理班	9		課税課	10
	小計	14		小計	22
				税務課	40
				合計	335

(注) 市町からの派遣職員及び嘱託員を除く。

#### 4 税務職員年齢別・男女別人員分布

平成30年4月1日現在



年齢 (歳)	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	構成比 (%)	(構成比) (%)
64	(8)	(7)	(1)		(2.4)
63	(5)	(4)	(1)		(1.5)
62	(15)	(14)	(1)		(4.5)
61	(6)	(5)	(1)		(1.8)
60	(5)	(5)	(0)		(1.5)
59	17	17	0	5.7	(5.1)
58	14	12	2	4.7	(4.2)
57	14	13	1	4.7	(4.2)
56	6	6	0	2.0	(1.8)
55	12	9	3	4.1	(3.6)
54	12	10	2	4.1	(3.6)
53	14	8	6	4.7	(4.2)
52	14	9	5	4.7	(4.2)
51	14	8	6	4.7	(4.2)
50	21	14	7	7.1	(6.3)
49	19	6	13	6.4	(5.7)
48	14	4	10	4.7	(4.2)
47	8	3	5	2.7	(2.4)
46	16	10	6	5.4	(4.8)
45	15	6	9	5.1	(4.5)
44	10	2	8	3.4	(3.0)
43	10	3	7	3.4	(3.0)
42	10	4	6	3.4	(3.0)
41	3	1	2	1.0	(0.9)
40	8	4	4	2.7	(2.4)
39	4	1	3	1.4	(1.2)
38	4	2	2	1.4	(1.2)
37	3	2	1	1.0	(0.9)
36	1	0	1	0.3	(0.3)
35	4	1	3	1.4	(1.2)
34	0	0	0	0.0	(0.0)
33	3	2	1	1.0	(0.9)
32	2	2	0	0.7	(0.6)
31	1	0	1	0.3	(0.3)
30	2	0	2	0.7	(0.6)
29	2	2	0	0.7	(0.6)
28	1	0	1	0.3	(0.3)
27	0	0	0	0.0	(0.0)
26	1	0	1	0.3	(0.3)
25	3	2	1	1.0	(0.9)
24	2	1	1	0.7	(0.6)
23	6	2	4	2.0	(1.8)
22	2	2	0	0.7	(0.6)
21	1	0	1	0.3	(0.3)
20	0	0	0	0.0	(0.0)
19	2	1	1	0.7	(0.6)
18	1	0	1	0.3	(0.3)
計	296 (335)	169 (204)	127 (131)	100.0	(100.0)

(注) ( ) 内はエルダー職員を含む構成比。

※平均年齢の推移

(歳)

区分	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
全体平均	47.2 (48.9)	46.6 (48.3)	46.6 (48.3)	46.6 (47.6)	46.2 (47.5)	46.4 (47.1)	46.0 (47.0)	45.8 (46.8)	45.8 (46.7)	45.7 (46.5)	45.4 (46.1)
男性平均	49.4 (51.6)	48.6 (50.7)	48.3 (50.4)	48.6 (49.7)	48.5 (50.0)	49.0 (49.9)	48.5 (49.6)	48.3 (49.4)	48.3 (49.3)	48.4 (49.2)	48.0 (48.7)
女性平均	44.2 (44.7)	43.7 (44.3)	44.0 (44.6)	43.2 (43.7)	42.5 (42.8)	41.8 (41.8)	40.9 (41.1)	40.5 (40.9)	40.2 (40.6)	39.1 (39.9)	38.6 (39.3)

(注) ( ) 内はエルダー職員を含む平均年齢。

## 5 事務所別管轄区域面積・人口一覧

課・所名	管轄区域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	備 考
税 務 課		29.10.1現在 (県計) <b>8,479.61</b>	30.1.1現在 (県計) <b>2,848,846</b>	
西部県税事務所	広島市中区	15.32	132,590	東区の一部、安芸区及び安芸郡の府中町・海田町・熊野町・坂町は海田県税事務所廃止により平成13年度に移管された。 佐伯郡の沖美町・能美町・大柿町は昭和56年度に呉県税事務所から移管され、平成13年度の組織再編により呉地域事務所へ移管された。 平成21年度の組織再編により芸北税務局の廃止、廿日市・呉・東広島市の分室化に伴い、広島市の安佐南区・安佐北区・佐伯区、呉市・竹原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市及び山県郡・豊田郡の各市区町が移管された。
廿日市分室	〃 東区	39.42	121,047	
呉分室	〃 南区	26.46	142,249	
東広島分室	〃 西区	35.61	190,284	
	〃 安佐南区	117.03	243,574	
	〃 安佐北区	353.33	146,468	
	〃 安芸区	94.08	80,550	
	〃 佐伯区	225.43	138,565	
	呉市	352.80	227,965	
	竹原市	118.23	26,280	
	大竹市	78.66	27,516	
	東広島市	635.16	186,649	
	廿日市市	489.48	117,666	
	安芸高田市	537.75	29,278	
	江田島市	100.70	24,082	
	安芸郡府中町	10.41	52,081	
	〃 海田町	13.79	29,852	
	〃 熊野町	33.76	24,387	
	〃 坂町	15.69	13,247	
	山県郡安芸太田町	341.89	6,471	
	〃 北広島町	646.20	19,029	
	豊田郡大崎上島町	43.11	7,722	
	計	<b>4,324.31</b>	<b>1,987,552</b>	
東部県税事務所	三原市	471.55	95,687	福山市の芦田町・駅家町は昭和51年度に府中県税事務所から移管された。 府中市、旧芦品郡新市町(現：福山市)、甲奴郡の各町、神石郡の各町は府中県税事務所廃止により平成5年度に移管された。 うち甲奴郡の各町は平成13年度の組織再編により備北地域事務所に移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に備北地域事務所から移管された。 平成21年度の組織再編により、三原市・尾道市・世羅町が尾三税務局から移管された。
尾道分室	尾道市	285.11	139,214	
	福山市	518.14	470,786	
	府中市	195.75	40,211	
	世羅郡世羅町	278.14	16,585	
	神石郡神石高原町	381.98	9,332	
	計	<b>2,130.67</b>	<b>771,815</b>	
北部県税事務所	三次市	778.14	53,204	庄原市及び比婆郡の各町は庄原県税事務所廃止により昭和51年度に移管された。 甲奴郡の各町は平成13年度に福山県税事務所から移管された。 甲奴郡上下町は、府中市との合併により、平成16年度に福山地域事務所へ移管された。
	庄原市	1,246.49	36,275	
	計	<b>2,024.63</b>	<b>89,479</b>	

(注)

\*管轄区域面積は、国土交通省国土地理院の「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」による。

\*管轄区域人口は、平成30年1月1日現在の住民基本台帳による(住民基本台帳法の適用対象となる外国人を含む)。

\*各県税事務所の管轄区域は、平成30年4月1日現在のものである。

\*三次市と安芸高田市の面積は境界未定により不詳であるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧に掲載されている面積を掲げている。

事務所名	電話	郵便番号	所在地
西部県税事務所	(082)228-2111	730-0011	広島市中区基町10-23
〃 廿日市分室	(0829)32-1181	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68
〃 呉分室	(0823)22-5400	737-0811	呉市西中央一丁目3-25
〃 東広島分室	(082)422-6911	739-0014	東広島市西条昭和町13-10
観音庁舎	(082)232-7694	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)
東部県税事務所	(084)921-1311	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1
〃 尾道分室	(0848)25-2011	722-0002	尾道市古浜町26-12
松永庁舎	(084)933-3171	729-0115	福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)
北部県税事務所	(0824)63-5181	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1
税務課	(082)513-2319	730-8511	広島市中区基町10-52

